

農業委員会からのお知らせ 〈農地転用〉について

農地または採草放牧地(原野)の売買・贈与・貸し借り等には(農地法第3条の)許可が必要です。

農地(田・畑)または採草放牧地(原野)の所有権移転(売買、贈与など)、賃借権設定、その他の使用貸借などを行う場合には、農地法第3条の規定により、農業委員会の許可を受ける必要があります。詳細は農業委員会に事前にご相談ください。

農地転用には(農地法第4条または第5条の)許可が必要です。

「農地法第4条」とは、農地の所有者が自ら農地を農地以外(宅地など)にする場合です。「農地法第5条」とは、農地を農地以外(宅地など)にする目的で売買したり、貸し借りする場合です。

農地転用とは何のこと？

農地(田・畑)または採草放牧地(原野)を住宅や太陽光発電設備・事務所・駐車場・資材置場など農地以外のものにすることをいいます。工事などで一時的に農地を資材置場や残土捨場として使用する際も農地転用の許可が必要になります。

転用の許可を受けるには？

農業委員会へ申請書の提出が必要です。農業委員会で内容を審議後、意見書を付して県へ進達し、県知事が許可をすることになります。また、その農地が農振農用地区域(農振地域)の場合は、あらかじめ農振農用地区域(農振地域)から除外(農振除外)をしておく必要があります。

許可なく転用したら？

無断で転用した場合には、農地法違反となり、工事の中止や原状回復などを命ぜられることがあります。これに従わない場合には、罰則として3年以下の懲役または、300万円以下の罰金が科せられる場合があります。

許可を受けたら

- 上記の許可を得ただけでは、土地の所有権移転や地目変更、分筆の登記はされません。
- 許可を受けたまま登記をしないで放置しておく、後々トラブルの原因にもなります。
- 自己の権利を守るためにも、早めに登記を行うようにしましょう。

問 飯舘村農業委員会 ☎0244-42-1621 (産業振興課農政第一係内)

けんこう
あなたのお口は健口ですか？ 〈第1回〉全3回

ごえんせいはいえん
お口の健康と誤嚥性肺炎について

歯磨きや入れ歯のお手入れは毎食後しているでしょうか。
お口の健康は、全身の健康、生活の質も高めます。
今回はお口の健康と誤嚥性肺炎についてです。

● 誤嚥性肺炎とは

喉の奥では、息をする為の管と、食べ物が通る管の2本に分かれています。誤嚥性肺炎とは食べ物や唾液と一緒に細菌が息をする為の管に入ってしまう、肺で炎症を起こしてしまった状態です。

● お口の健康と誤嚥性肺炎

お口の中が綺麗になっていないという事は、細菌もたくさんいるという事です。歯磨きや入れ歯のお手入れをしないと、お口の中が細菌でいっぱいになり、誤嚥性肺炎も引き起こしやすいという事になります。

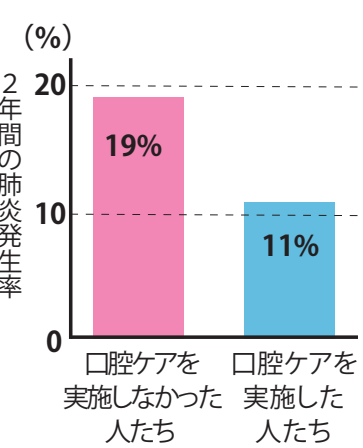
特に高齢の方の肺炎は、その殆どが誤嚥性肺炎によるものと言われています。高齢の方にとって肺炎は死亡に繋がりがねない怖い病気です。

グラフにある様に、歯磨きや入れ歯のお手入れで肺炎は予防する事ができます。

● お口の中を綺麗にしておきましょう

歯磨きや入れ歯のお手入れは、食事の度にしましょう。
歯磨きが難しい時は、うがいだけでも行いましょう。

■ 口腔ケアで老人の肺炎予防



※財団法人8020
推進財団HPより

新型コロナワクチンの接種が進んでいます 感染症対策は続けましょう！

新型コロナワクチンの接種が進み、村民全体でも10月21日時点で75.8%の方が2回目の接種を完了しています。一方、2回目のワクチン接種から2週間が経過したにもかかわらず感染する「ブレイクスルー感染」の報告も全国で相次いでいます。ワクチン接種は、感染や重症化のリスクを低減しますが、接種後も「マスク着用・手洗い・うがい」といった感染対策は、しっかりと継続しましょう。

ワクチンの接種状況について

村民全体の接種率
接種対象者(12歳以上)
(対象4,718人)

2回接種済 75.8%
1回接種済 83.3%

※国のシステムに入力された接種記録について集計した10月21日現在の速報値です。

問 健康福祉課健康係 (いちばん館内) ☎0244-42-1637